

使用料・手数料の見直しに係る ガイドライン（案）

令和7年7月

栗東市

目次

第1章	はじめに	1
第2章	基本的な考え方	2
1	使用料等の定義	2
(1)	使用料	2
(2)	手数料	2
2	見直し対象とする使用料等の範囲	2
3	消費税・地方消費税について	3
(1)	消費税等の転嫁	3
(2)	課税・非課税の判断	3
第3章	使用料について	4
1	使用料算定の考え方	4
2	使用料の算出に係る原価について	5
3	使用料の算定式	6
(1)	1室当たりの原価を算定する場合（貸館施設）	6
(2)	1人当たりの原価を算定する場合（個人利用施設）	7
(3)	稼働率の考え方	7
4	施設の性質別による受益者負担割合の考え方	7
5	受益者負担割合の設定	8
第4章	手数料について	9
1	手数料算定の考え方	9
2	手数料の算出に係る原価について	9
3	手数料の算定式	10
第5章	使用料等の見直しに係る留意事項	11
1	改定上限額について	11
2	利用者の違いによる料金の設定について	11
3	継続した見直しの取組	11
4	受益者負担割合について	11
5	時間帯及び曜日の違いによる使用料	12
6	料金改定による端数調整	12
7	無料施設の有料化について	12
8	指定管理者制度導入施設の取り扱いについて	12
9	近隣自治体及び市場価格との均衡	13
10	適切な準備と周知	13
11	本方針の見直しについて	13

第1章 はじめに

「使用料・手数料」（以下、「使用料等」という。）は、特定の行政サービスの利用に対する対価として、利用者（受益者）に負担していただくものです。公共施設の運営や特定の行政サービスを提供するためには、当然ながら施設の維持管理費や人件費等の経費が発生しますが、それらの経費の全てを税金で賄うことは、その行政サービスを利用する人と利用しない人との間で不公平が生じることとなります。

市民負担の公平性の観点から、受益者負担の考え方を明確にして公平性及び透明性を確保し、社会経済情勢や市民の価値観、サービスの利用実態等の変化も踏まえつつ、統一的な視点による定期的な見直しができるよう、使用料等の見直しについての基本的な考え方を示すものとして本指針を策定するものです。

第2章 基本的な考え方

1 使用料等の定義

(1) 使用料

使用料とは、行政財産の使用や公の施設の利用に対して徴収されるものです。

行政財産の主なものとしては、庁舎、学校、図書館等があり、公の施設の利用については、自動車駐車場、自転車駐輪場、体育館やコミュニティセンター等の施設使用料があります。

地方自治法 第225条

普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(2) 手数料

手数料とは、特定の者に提供される事務についてその対価として徴収されるものです。主なものとしては、住民票の写しや各種証明書の交付手数料等があります。

地方自治法 第227条

普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

2 見直し対象とする使用料等の範囲

原則として、本市が市民等から徴収する全ての使用料等を見直し対象とします。ただし、次のものは対象外とします。

- ア 法令等（市の条例、規則等を除く。）により使用料を徴収することができないもの（小・中学校、図書館(付帯事業を除く)等)
- イ 法令等により算定方法等が定められているもの及び国県等の基準に準じて定められているもの（市営住宅の家賃等）
- ウ 休止中又は廃止等が想定されているもの（企画政策課が別途指定します）
- エ 特別会計・公営企業会計における独立採算を前提としているもの

3 消費税・地方消費税について

(1) 消費税等の転嫁

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課税される税であり、最終的に消費者が負担する間接税です。市がサービス等を実施する際の経費（仕入）にも消費税等が課税されています。サービスの実施によって生じた経費の消費税等は、消費者が最終負担する必要がありますが、使用料等に適切に反映されなければ、消費税等を市税で負担することになります。

このことから、使用料等の算定にあたっては、原価を算出する場合は税込みで行うことにより、経費の消費税等を使用料等に適正に転嫁することとします。

(2) 課税・非課税の判断

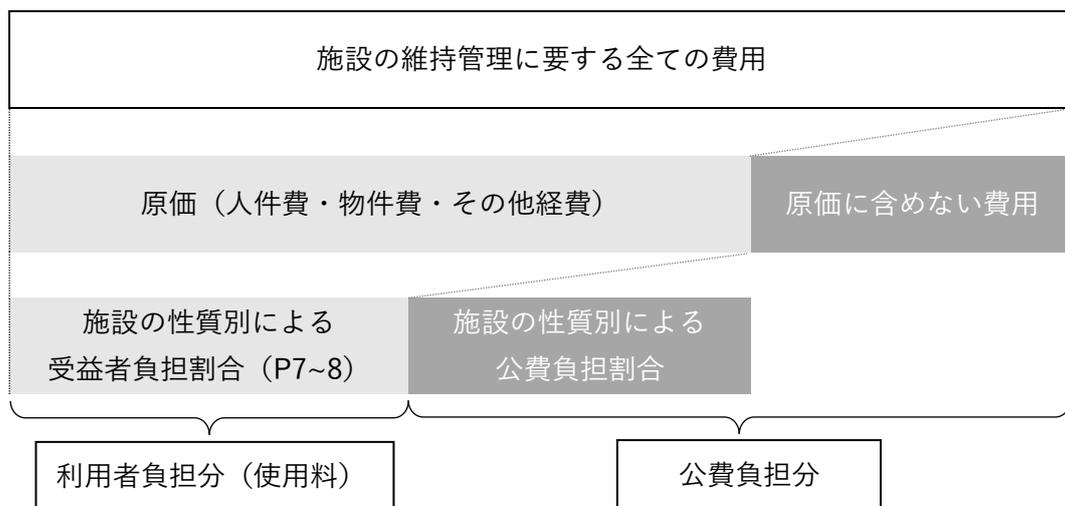
課税取引に該当する使用料等について、条例に定める金額において特段の表記がない場合は、税込みの金額となります。

なお、手数料の一部では非課税となる取引がありますので、注意してください。（国税庁ホームページ、タックスアンサー「No.6201 非課税となる取引」を参照）

第3章 使用料について

1 使用料算定の考え方

使用料は、施設の維持管理等に要する費用（コスト）について、利用者が適正に応分の負担をするよう算定を行い、各施設の公共性等に着目し、条例等に規定する金額を設定します。



原価の算出については、以下の方法にて算出します。

$$\begin{aligned} \text{サービス提供に必要な原価} &= \text{人件費} + \text{物件費} \\ &+ \text{その他経費} - \text{補助金等} \end{aligned}$$

2 使用料の算出に係る原価について

(1) サービス提供に必要な原価については、以下のとおりとします。

人件費	行政サービスの提供に直接従事する職員に要する経費	
	報酬	<p>人件費については、人事異動等によって料金原価が左右されないよう、平均単価を設定し使用します。</p> <p>人件費 = 人件費単価 × サービス提供に係る従事者数</p>
	給料	
	職員手当等	
	共済費	
	災害補償費	
	退職給付引当金	
その他		
物件費 (経常的なもの)	行政サービスの提供に要する事務経費等	
	需用費(修繕料を除く)	<p>施設の維持管理や事務実施に当たり直接的に必要となるサービスの提供に必要な経費(通常サービスを提供するのに直接関連しない経費は含まない)</p>
	役務費	
	委託料	
	使用料及び賃借料	
	備品購入費	
その他		
補修維持費	修繕料	<p>経費の平準化を図るため、過去5年間の修繕料及び工事請負費の合計金額を5で除し、1年間の経費を算出します。</p>
	普通建設事業費	
その他	減価償却費	地方公会計に基づく固定資産台帳より記載します。
	補助費	施設の維持管理に必要な補助金・負担金(コミセンの管理運営補助金、ウイングプラザの管理運営負担金等)

(2) サービス提供に必要な原価から差し引く補助金等については、国・県等から交付されているもので、以下のとおりとします。

補助金等	維持補修費・普通建設事業費に係る補助金	修繕料及び工事請負費に対する補助金の場合は、過去5年間の補助金額を5で除し、1年間の金額を算出します。
	経常経費に係る補助金	人件費・物件費(経常的なもの)に対する補助金
	その他特定財源	上記以外の補助金等

(3) サービス提供に必要な原価に含めないものは、以下のとおりとします。

原価に含めない費用	理由
土地の取得に要した費用	土地は、有形固定資産のように、減価償却の考え方がなく、年数の経過により資産価値が減少するものではないことから、原価には含めません。
一時的・臨時的に要した費用	災害等の特殊事情により、一時的・臨時的に要した費用など、通常のサービスを提供するのに直接関連しない費用は、原価には含めません。
その他	その他、原価として算定することが適当でないと思われるものは、原価に含めません。例えば、貸館以外の事業（イベント事業等）に要した費用などは、その事業に参加した特定の受益者にのみ発生する費用であり、その施設全ての受益者に転嫁すべきではなく、必要に応じて該当する受益者から実費相当分を徴収することから、原価には含めません。

3 使用料の算定式

使用料は、下記のいずれかの算定式により算定します。下記の算定方法が適さないと思われる場合は、個別に算定方法を検討することとします。

なお、受益者負担割合の考え方は、P7~8に記載のとおりです。

(1) 1室当たりの原価を算定する場合（貸館施設）

会議室の利用のように、ある一定の部屋・区画を貸切（占有）で利用するような施設については、1室当たりの使用料を算出します。

$$\text{使用料} = \frac{1 \text{ m}^2 \text{ 1 時間当たりの単価}^{\ast} \times \text{貸出面積}}{\text{貸出時間} \div \text{稼働率}} \times \text{受益者負担割合}$$

※ 1 m² 1 時間当たりの単価 = サービス提供に必要な原価 ÷ 貸出総面積 ÷ 年間開館時間

計算例：サービス提供に必要な原価 2,000 万円、年間開館時間 2,000 時間、貸出総面積 350 m²、貸出面積 50 m²、貸出時間 2 時間、稼働率 60%、受益者負担割合 50% の条件の場合

$$\text{(例) } 2,375 \text{ 円} = \frac{28.5 \text{ 円}^{\ast} \times 50 \text{ m}^2 \times 2 \text{ 時間}}{0.6} \times 0.5$$

※ 28.5 円 = 20,000,000 円 ÷ 350 m² ÷ 2,000 時間

(2) 1人当たりの原価を算定する場合（個人利用施設）

プールや博物館のように、ある一定の部屋・区画を、不特定多数の個人が同時に利用するような施設については、利用者1人当たりの使用料を算出します。

$$\text{使用料} = \text{1人当たりの単価}^{\ast} \times \text{受益者負担割合}$$

※ 1人当たりの単価 = サービス提供に必要な原価 ÷ 直近3か年度の平均利用者数

※ 直近3か年度の平均利用者数については、コロナ禍など特殊事情が生じた年度の利用者数は算定に含めません。

(3) 稼働率の考え方

稼働率の低さをむやみに受益者へ転嫁しないため、また、変動による使用料への影響を抑えるため、現状の施設における稼働率の向上を目指して施設の稼働率の下限を50%に設定し、稼働率が50%を超えるときは実稼働率を使用します。

4 施設の性質別による受益者負担割合の考え方

市の施設は、行政関与の必要性が高いサービスから、民間において類似サービスを提供しているもので多岐にわたっていることから、一律に受益者負担割合を設定することは適当ではありません。使用料の算定にあたっては、施設の性質により区分し、受益者が負担する割合と公費で負担する割合を設定する必要があります。

このことから、施設の性質を「必需性」と「市場性」の2つの基準で分類し、受益者負担割合を判断します。

■ 必需性の視点：日常生活を送るうえで公共関与の必要性が高いか

分類	内容	公費負担	受益者負担
必需性が高い	日常生活を営む上で、必要不可欠なサービスを提供するもの	大	小
必需性が低い	日常生活をより便利に快適にするために、個人の意思で選択的に利用するもの	小	大

■市場性の視点：民間において提供されるなど施設に市場の代替性があるか

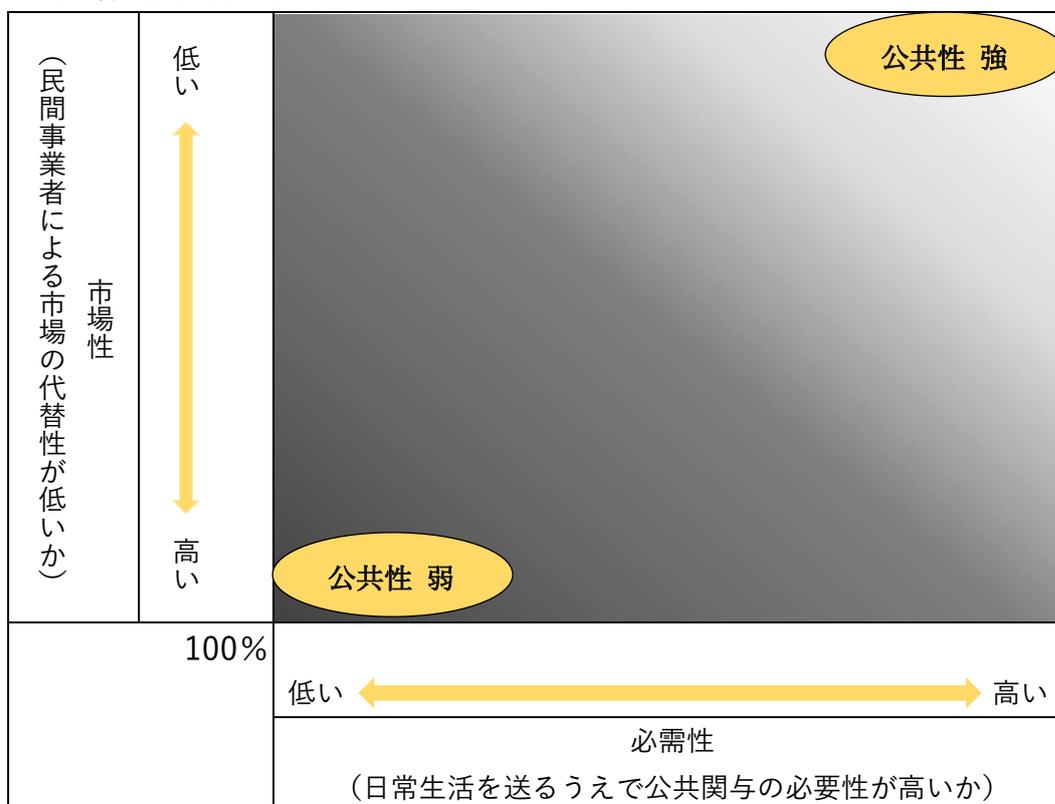
分類	内容	公費負担	受益者負担
市場性が低い	民間では類似するサービスを提供することが困難なもの	大	小
市場性が高い	民間でも類似するサービスを提供することが可能なもの	小	大

5 受益者負担割合の設定

「必需性」及び「市場性」の組み合わせにより、受益者負担割合を（0%～100%）で設定します。

■受益者負担割合の考え方

0%



第4章 手数料について

1 手数料算定の考え方

手数料は、特定の者のために行う事務に要する費用を受益者が負担するものであり、原価を適正に把握することが重要になります。なお、受益者負担割合については使用料と考え方が異なり、特定の受益者の求めに応じて行われる行政サービスの対価として徴収されるものであることから、原則、受益者負担割合は100%となります。

2 手数料の算出に係る原価について

サービス提供に必要な原価については、以下のとおりとする。なお、下記の算定方法が適さないと思われる場合は、個別に算定方法を検討することとします。

		行政サービスの提供に直接従事する職員に要する経費
人 件 費	報酬	人件費については、人事異動等によって料金原価が左右されないよう、平均単価を設定し使用します。 人件費 = 人件費単価 × サービス提供に係る従事者数
	給料	
	職員手当等	
	共済費	
	災害補償費	
	退職給付引当金	
	その他	
		行政サービスの提供に要する事務経費等
物 件 費	需用費	事務実施に当たり直接的に必要なサービス提供に必要な経費(通常のサービスを提供するのに直接関連しない経費は含まない)
	役務費	
	委託料	
	使用料及び賃借料	
	その他	

3 手数料の算定式

手数料は、下記算定式により算定します。

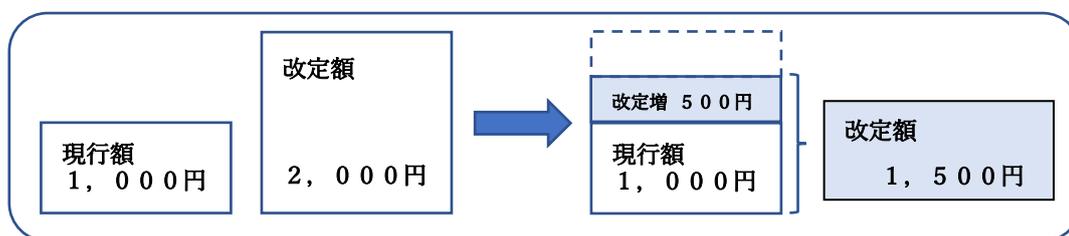
$$\text{手数料} = \text{手数料原価} \div \text{年間処理件数} \times \text{受益者負担割合} \\ \text{【100\%】}$$

第5章 使用料等の見直しに係る留意事項

1 改定上限額について

使用料等の改定は市民生活に直結していることから、算出した額が現行額と比べて大幅に増額になる場合、改定幅の上限を現行額の 1.5 倍 にあたる金額とします。（上限額：現行額の 150%）

《イメージ》



2 利用者の違いによる料金の設定について

市外在住者による利用や営利・営業・宣伝を目的とした利用、プロスポーツやコンサートなど興行目的で入場料等を徴収する場合の利用など、通常の市民が利用する場合と利用料金に差異を設けることが客観的に見て適当であると判断できる場合には、市民利用の促進等のために政策的に料金に差異を設けることができるものとします。

3 継続した見直しの取組

公の施設や行政サービスに係る原価は、コスト削減の取組や、利用者数の推移などの施設の運営状況、物価の変動、税制改正などの動向により変動していくことから、コストの縮減努力を前提としつつも、「受益と負担の適正化」の観点から継続した見直しが必要です。

したがって、使用料等については、原則、5年ごとに料金の見直しを行うこととします。ただし、社会経済情勢の変化等を考慮する必要がある場合は、この限りではありません。

4 受益者負担割合について

各施設の受益者負担割合については、施設の性質に応じて施設所管課が設定します。

5 時間帯及び曜日の違いによる使用料

使用料原価の算出においては、時間帯及び曜日の違いを区分せずに取り扱いますが、時間帯ごとまたは曜日ごとの利用状況に差がある場合など、利用者の分散や稼働率の向上を図る観点から料金に格差を設けることが適切と判断される場合は、必要に応じて別途料金を設定できるものとします。

6 料金改定による端数調整

市民の利便性や窓口での料金取扱事務の煩雑性を考慮し、原則として10円単位となるよう端数処理を行うこととし、10円未満の端数は切り捨てることとします。ただし、施設の特性等の個別事情に応じて端数調整を行う必要がある場合は、この限りではありません。

7 無料施設の有料化について

使用料を徴収していない施設・サービスについては、同種の有料施設との公平性の確保、資産の適正利用・有効活用の観点から、有料化をすることについて、整理・検討をしてください。

なお、有料化する場合は、本ガイドラインに基づき適切な使用料等の設定を行います。

8 指定管理者制度導入施設の取り扱いについて

本方針の見直し対象は、条例に規定されている額になります。指定管理者制度を導入している施設の利用料金については、見直し後の条例に規定されている額を基に、指定管理者と協議の上で見直しを行う必要があります。また、利用料金の見直しに併せて、指定管理料の見直しについても考慮する必要があります。

9 近隣自治体及び市場価格との均衡

近隣自治体における同種の事務にかかる手数料や相互利用が可能な施設の使用料などについては、必要に応じて料金の均衡を図ります。

また、民間において同種のサービスが提供されている場合には、市場価格を考慮した料金設定とします。

10 適切な準備と周知

料金の改定にあたっては、事前の準備と周知を徹底し、円滑に改定が実施されるよう万全を期すものとします。

11 本方針の見直しについて

本方針については、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。